郵送による転出届について

【転出転入手続きの概要】

住民票を市区町村外に移すには、必ず

1. 従来の住所地の市区町村役場に転出届を行い、※「転出証明書（紙）」の交付を受ける
2. 新しい住所地の市区町村役場に※「転出証明書（紙）」を添付して転入届を行う

と新旧両方の役場に届け出る必要があります。

※「転出証明書（紙）」はマイナンバーカードや住基カードを利用した転出届の場合、交付されません。転出届後にカードを持参して転入先で転入手続きを行ってください。

【郵送で転出届を豊田市へ出す場合の手順】

1 豊田市役所市民課に以下のものを郵送します。
［郵送先住所］ 〒471-8516 豊田市西町３丁目６０番地

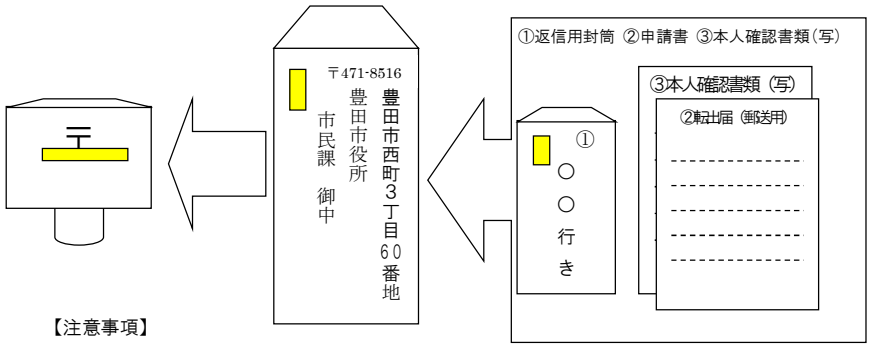

【注意事項】

※ 返信用封筒は、返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼っておいてください。
（切手料金につきましては、各自ご確認ください。）

※ 豊田市で交付を受けた証明書（印鑑登録証<印鑑登録カード>・国民健康保険証など）があれば、同封してください。

※ 本人確認できる書類（運転免許証または健康保険証と年金手帳など）のコピーも入れてください。

2 返信用封筒にて、豊田市役所から「転出証明書」の郵送があります。

3 郵送された「**転出証明書**」と印鑑・本人確認書類等を持参して、新住所地の市区町村役場に転入届をします。

【記載例】転出届（郵送用）
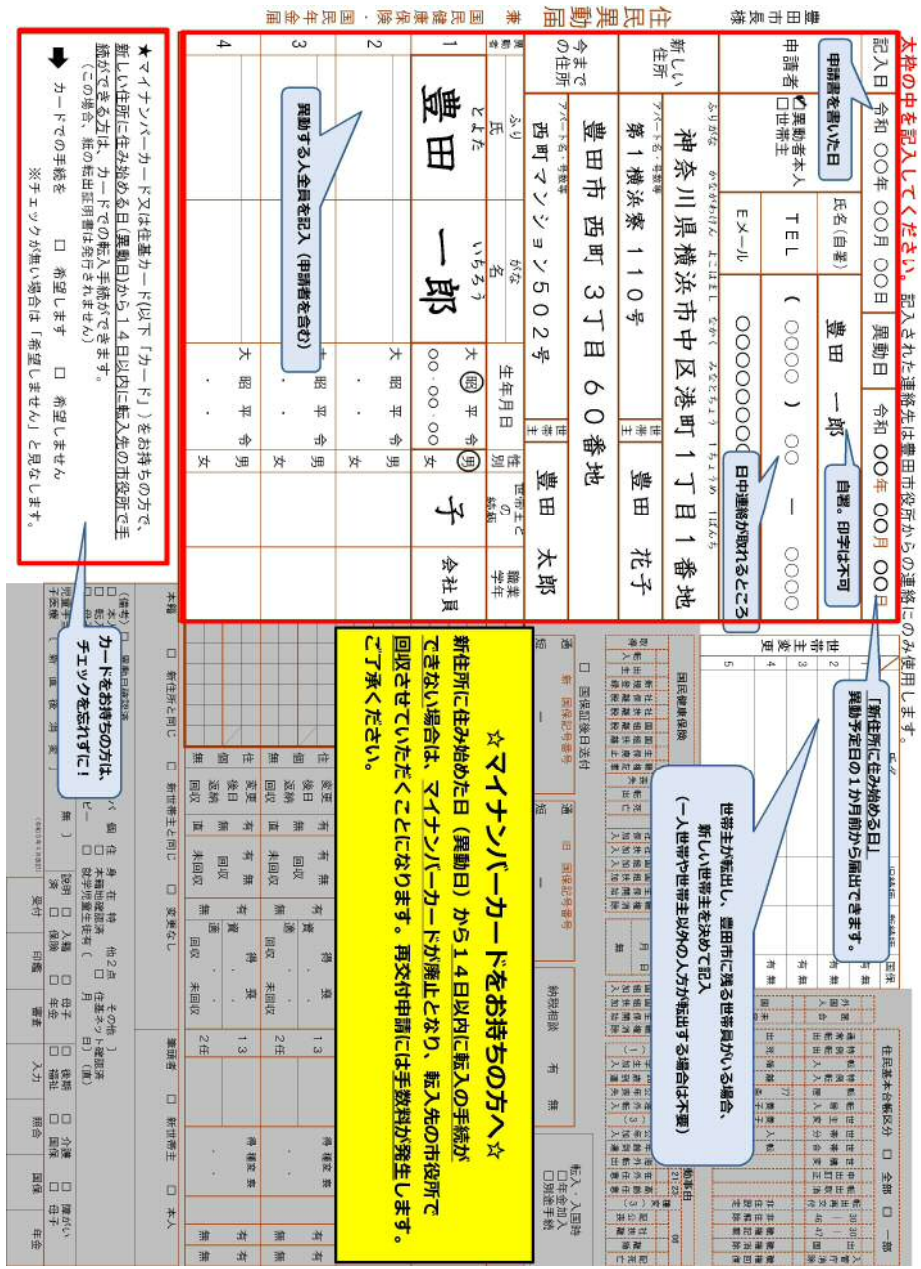
住所異動届は新住所に住み始めた日（異動日）から14日以内に届出が必要です